

## 「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の支給等について

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤による C 型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（平成 20 年 1 月 16 日法律第 2 号、以下「特定 C 型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法」）が制定され、平成 20 年 1 月 16 日から施行されたことを受け独立行政法人医薬品医療機器総合機構において、給付金及び追加給付金の支給業務を行うこととされた。

### 1. 特定 C 型肝炎ウイルス感染者救済特別措置法の概要

#### (1) 支給対象者

次の、のいずれも満たす者が対象。

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 IX 因子製剤の投与を受けたことにより C 型肝炎ウイルスに感染された者。

裁判所において、和解・調停が成立する、判決が確定するなどにより、の者であると認定された本人または相続人（既に治癒した方及び母子感染によって感染した方も対象。）。

（注）製剤投与の事実、因果関係の有無、症状は裁判所が認定。

#### (2) 給付内容

症状に応じて次の 3 段階の給付金

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| ア 慢性 C 型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がん罹患し、又は死亡した者 | 4,000 万円 |
| イ 慢性 C 型肝炎に罹患した者                      | 2,000 万円 |
| ウ 無症候性キャリア                            | 1,200 万円 |

#### 追加給付金

給付金の支給を受けた後 10 年以内に症状が進行した場合、追加給付金を支給。症状が進行した区分の額から、既に支給された給付金を除いた額を支給。

#### (3) 請求期間

給付金の請求は、法施行後 5 年以内（以下「経過日」）。

なお、経過日に訴えの提起又は和解・調停の申立を行い、経過日以降に判決が確定又は和解・調停が成立した場合は、当該確定日又は成立日から 1 月以内。

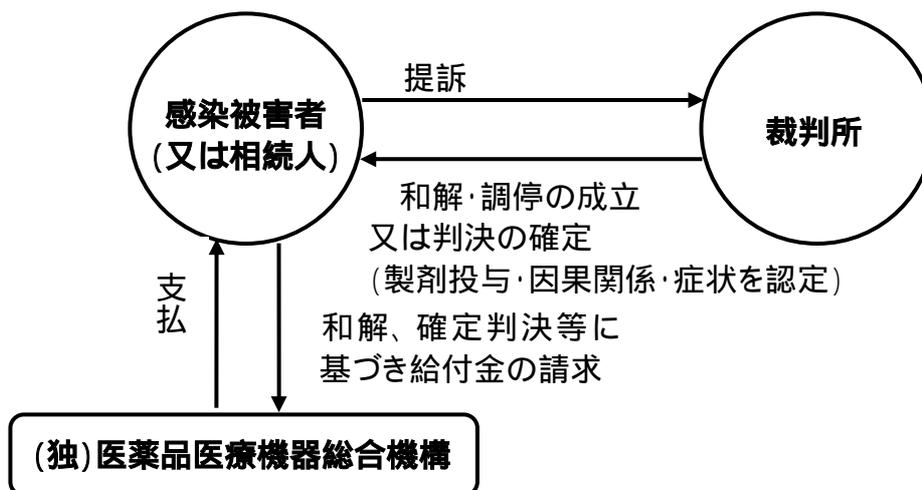
追加給付金の請求は、症状が進行したことを知った日から 3 年以内。

#### (4) 支給事務

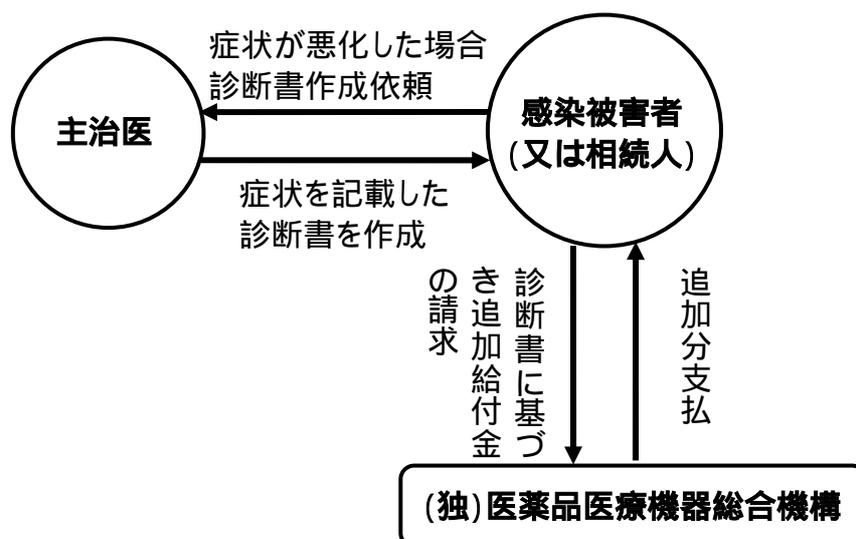
給付金の支給事務は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせることとし、同法人に、そのための基金を設置。

## 2. 給付金及び追加給金の請求の流れ

### (1) 給付金の請求の流れ



### (2) 追加給付金の請求の流れ



## 給付金の支給に関する実施体制について

独立行政法人医薬品医療機器総合機構においては、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 Ⅲ 因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の施行を受け、その円滑な実施のために以下の取組を実施し、対象者の迅速な救済が図られるよう、全力を挙げて取り組む。

(主な取組内容)

### 1. 組織体制の整備

- ・ 1月16日付けで、健康被害救済部に、**特定救済課**を設置。

### 2. 給付金の請求手続き等に関する相談窓口の開設

- ・ 1月16日から、専用のフリーダイヤルを設置し、30回線に対応。  
**フリーダイヤル 0120 - 780 - 400**  
(フリーダイヤルは、携帯電話、公衆電話からは利用できない)  
又は 03 - 3506 9508  
月曜日から金曜日まで(祝日、年末年始を除く)  
午前9時から午後6時まで

### 3. 機構ホームページによる制度の周知

- ・ 機構ホームページに関係情報を掲載し、制度のPRを実施。  
(請求書等の様式について、ホームページからダウンロード可能に。)

### 4. 特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金の設置

- ・ 1月16日付けで、給付金等の支給等に要する費用に充てるための特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金を設置。

**給付金支給に関する相談窓口の対応状況**  
(平成20年1月16日～3月10日(38日間)分)

|                    |            |                 |
|--------------------|------------|-----------------|
| <b>1. 相談件数(合計)</b> |            | <b>15,887件</b>  |
| 内訳                 | 患者本人       | 11,044件 (69.5%) |
|                    | 家族、遺族      | 3,921件 (24.7%)  |
|                    | その他(不明を含む) | 922件 (5.8%)     |

**2. 主な相談内容の内訳(1件の相談で複数項目に該当するものあり)**

|  |                |
|--|----------------|
| (1) どのような人が支給対象者になるのかの相談<br>制度の内容の一般的な説明を求めるもの       | 4,414件 (27.8%) |
| (2) 支給対象者に該当するかどうかの相談<br>本人、家族等が具体的に該当するかどうかの相談      | 4,114件 (25.9%) |
| (3) 当機構への請求手続きに関する相談<br>給付金の請求手続きの内容、請求に必要な資料の送付依頼 等 | 4,940件 (31.1%) |
| (4) 裁判所での認定手続きについての相談<br>裁判所でどのような書類があれば認定されるのか 等    | 8,153件 (51.3%) |

**給付金支給に関する給付実績**  
(平成20年1月16日～3月10日(38日間)分)

|                         |                                    |                   |
|-------------------------|------------------------------------|-------------------|
| <b>1. 受給者及び支給金額(合計)</b> |                                    | <b>15億円 (70人)</b> |
| 内訳                      | 慢性C型肝炎が進行して、肝硬変若しくは肝がんに罹患し、又は死亡した者 | 2億8,000万円 (7人)    |
|                         | 慢性C型肝炎に罹患した者                       | 11億6,000万円 (58人)  |
|                         | 無症候性キャリア                           | 6,000万円 (5人)      |